

# 国際契約法における信義則

平田勇人

## 一はじめに

経済のグローバル化に伴つて、最近では国際取引に関する民事紛争も急増してきており、法的伝統や政治・経済条件にかかわりなく、世界中で利用されるための衡平なルールが求められている。こうした中で、CISG（国連国際動産売買条約）をはじめ、UNIDROIT Principles（ユニドロワ国際商事契約法原則）、PECCL（ヨーロッパ契約法原則）が脚光を浴びてきており、その重要性はますます増加している。国際取引においても、不誠実な悪意的当事者の技巧を凝らした計略によって相手方や裁判所が翻弄されることに対応・防止するための実定的規範を余すことなく規定することは困難であり、一般条項である信義則に頼らざるを得ない。ところが、信義則は多義的なために濫用のおそれもあり、信義則論における一つの有力な流れとしては、一般条項である信義則を具体化すべく、個別的法命題に類型化して対応されている。

筆者は科研費補助金研究を中心として、これまで信義則に関する様々な背景的な知識の体系的整理を試みてきた。平成五年<sup>(1)</sup>および六年度<sup>(2)</sup>は信義則を個別的法命題に分けて考察し、それらの個別的法命題に基づいて法的決定・判決形成に至る法的推論過程のメタルールを抽出した。そして、信義則の個別的法命題が実はトポイ・カタログの中の法

的トポスとよばれているものであり、それらは法規範の硬直した適用・思慮を欠く適用に対しても指針的役割を果たし、それと同時に、より高次のメタルールによつて制御されていることが明らかになつた。それとの関わりの中で、平成八年度<sup>(3)</sup>はトピック的思考、体系思考、可動的体系、一般条項、そしてCISGにおける信義則に関するメタ知識の諸テーマを抽出し、法的トポスが問題提起しているものが厳密に見れば何かを明らかにしようと試みた。平成九年度<sup>(4)</sup>においては、これまで抽出してきたメタルールや、法的トポス、可動的体系、一般条項、信義則、CISGにおける信義則、法的価値判断、信義則に関する様々なメタ知識の諸テーマを体系的に整理した。

本稿では、これまでの信義則研究<sup>(5)</sup>を土台にして、さらに、CISGをはじめ、UNIDROIT Principles やPECOLにおける信義則規定について考察し、信義則のあり方を探求するものである。

## II CISG（国連国際動産売買条約）関係

### II-1 はじめに

CISGすなむち United Nations Convention on Contracts for the International Sales of Goods (Vienna, 1980) は、国連国際動産売買条約の略である。一九六六年に発足した国連国際商取引法委員会(UNCITRAL: United Nations Commission on International Trade Law)によって、一九七八年に草案が起草され、ウィーンで開かれた六二一カ国が出席する外交会議で、一九八〇年四月一〇日に採択された。

CISGは一九八〇年にウイーンで採択されたため、「ウイーン売買条約」とも呼ばれている。この条約は、一九八八年一月一日に発効し、現在、加盟国は、アメリカ合衆国、ドイツ、フランス、カナダ、イタリア等の先進諸国、ロ

シア、中国等の社会主義諸国、開発途上国を含め、五二カ国となつてゐる。先進諸国の中では、イギリスと日本のみ加盟してゐない。C.I.S.C.O.は、これまで不正確とされた英米法と大陸法との私法の禮俗を売買契約について初めて実現した画期的なものであり、信義則を考える際にも非常に示唆に富み有益である。また各国の民法改正、例えば、ドイツの債務法改正に大きな影響を与えてゐる<sup>(6)</sup>。

### 11.11 C.I.S.C.O.における信義則関連条文

#### Article 7 (第七条　条約の解釈原則、規定欠缺の場合の処理)

(1) In the interpretation of this Convention, regard is to be had to its international character and to the need to promote uniformity in its application and the observance of good faith in international trade.

(2) Questions concerning matters governed by this Convention which are not expressly settled in it are to be settled in conformity with the general principles on which it is based or, in the absence of such principles, in conformity with the law applicable by virtue of the rules of private international law.

七条1項におけるC.I.S.C.O.の条約の解釈にあたっては、その国際的性格並びにその適用における統一及び国際貿易における禮義の遵守を促進する必要性が顧慮されるべきものとされてゐる。信義則となる場合、筆者なりればモド “fair and equitable principle” ある用語を用ひたが、C.I.S.C.O.では用ひられてゐる所が “Good Faith” ある用語が信義則の意味で今日一般に用ひられてゐようであら。

次に、同1項におけるC.I.S.C.O.の条約により規律される事項で、条約中に解決方法が明示されていない問題について述べ、この条約の基礎にある一般原則に従ふ、またかかる原則がない場合には、国際私法の準則により適用される法に

従つて解決されるべきものと規定されている。C I S G七条二項の「条約の基礎にある一般原則」と「信義則」とを区別することは困難であり、七条二項は、七条一項に新たなものを付け加えるものではなく、七条一項を補強する意味しか持たないと解すべきである。したがつて、「条約の解釈に当たつては、自国の法の解釈に影響されることなく、条約に一貫して流れる一般原則を尊重して、法統一の目的に即した解釈を行うべきである」という法命題を抽出することができる。<sup>(7)</sup>

### 二・三 従来からの分析の整理

筆者は、ここ数年来、C I S Gにおける信義則の分析を行つてきただが、これまで抽出してきた法命題・メタ知識の中でC I S Gに関連するものを以下、列挙してみることにする。これらは、信義則に関する多くの背景知識を、筆者が体系的に整理した「法的トポス・メタ」<sup>(8)</sup>というファイルに格納されている（法律知識ベースに搭載できるように改良を加えている）。

「C I S Gにおいては信義則は解釈の次元で働き、適用の次元では働くかない」<sup>(9)</sup>。

「契約の解釈の次元にも信義則は入り込む」<sup>(10)</sup>。

「信義則を国際レヴェルに波及することは望ましい」<sup>(11)</sup>。

「信義則の一般条項的側面を認めると、各国により異なつた適用がなされる虞あり。公正な取引への言及は発展途上国から見れば公正とは言えない」<sup>(12)</sup>。

「各規定の意味を確定するにあたつて、当該解釈が国際取引における信義の遵守を促進する必要性に反しないかといふ観点から常に吟味されねばならない」<sup>(13)</sup>。

「CISGのほとんどの規定は任意規定であり、補充規定的性格を有しているので、解釈にあたって国際取引における信義の遵守を促進する必要性に反しないかという点の吟味が特に重要な<sup>(14)</sup>」。

「条約解釈の問題と欠缺補充の問題は明確に区別することは困難であり、両者は重複することが多い<sup>(15)</sup>」。

「CISG九条は一定の要件を充たす慣習や慣行に拘束力を認めるので、契約内容はこれらにより補充される。CISG七条二項は欠缺補充の問題をCISGによって規律される事項に限定しているので、条約の規律対象外の問題についてでは欠缺の問題をもともと論ずる余地がない<sup>(16)</sup>」。

「CISG七条二項が挿入された背景には『本法の基礎にある一般原則』への言及は曖昧で適用の際の不確実性をもたらすという考え方がある<sup>(17)</sup>」。

「明示規定がない場合に裁判所がすぐに国家法に拠るべきではない<sup>(18)</sup>」。

「CISGの基礎にある一般原則として、(a)表示への信頼保護への要求、(b)重要な局面での通知、(c)応答ないし情報開示の要求、(d)当事者相互間の協力義務および損害軽減義務がある。これらは信義則を反映したものとも認めうる<sup>(19)</sup>」。

「条約において各規定の解釈の方法について共通の了解を念入りにしておくことは、その適用における統一を確保するためにも特に重要である<sup>(20)</sup>」。

## 二・四 CISGにおける一般条項（第七条）の意義

以上からわかるように、CISGの適用と解釈に関しては、CISGは、七条の規定を持つている。そして、CISGの適用と解釈に疑義が生じた場合、CISG七条に照らして解釈を行うこととされているのである。英米法や大陸法といった法系を異にする多くの国が加盟する条約において、もし各規定の解釈の方法について七条のような規定

が存在しないならば、自国の法律に引き寄せて解釈される危険性があるといえよう。各国の法体系下での概念に基づく解釈を排斥して、統一的解釈を維持するために、CISGは、七条一項で、国際的性格と適用における統一の促進及び、国際貿易における信義の遵守の促進という条約の解釈原則を規定するもん、同条二項で、規定欠缺の場合は、条約の基礎にある一般原則を用いるよう規定しているのである<sup>(21)</sup>。

### II] UNIDROIT Principles (ユニドロワ国際商事契約法原則) 関係

#### III. 1 はじめに

UNIDROIT 原則は、私法統一国際協会 (UNIDROIT : International Institute for the Unification of Private Law ; Institut international pour l'unification du droit privé) が作成した国際商事契約原則 (UNIDROIT Principles for International Commercial Contracts, 1994) の略 (ユニドロワの略)。<sup>22)</sup> この私法統一国際協会は一九一六年に国際連盟の機関として設立され、一九三〇年四月から、国際売買に関する法の統一を推進してきましたが、一九四〇年にUNIDROIT法 (政府間協定) により、独立組織としてローマで再設立され、現在、イタリア、日本を含めて五七の加盟国による支えられています。

UNIDROIT 原則は、CISGと異なつて、正規の条約ではないが、CISGがカバーしていない売買以外の契約全般および契約の有効・無効について体系統的な規定を有しているため、CISGを補完するものとして、国際商事仲裁を中心に広く利用されている。

UNIDROIT 原則は、その内容が、「法的伝統や政治・経済条件にかかわりなく、世界中で利用されるための衡平な

ルール」であるとわれてこ<sup>(22)</sup>るが、この文書の著作権者である私法統一国際協会(UNIDROIT)の方針により、翻訳権を取得である旨は、各國で一人、わが国では、東京大学法学部の広瀬和久教授一人に限定されて<sup>(23)</sup>いる。そのため、その訳語を自由に修正・変更するには困難である。筆者は、科研費「法律エキスペール」以来、学生の教育および研究の促進のためにのみ利用であるところの条件に従つて、名古屋大学法学部の加賀山茂教授のホームページ<sup>(24)</sup>を研究・教育に利用させていただいてこ<sup>(25)</sup>ねため、加賀山教授の翻訳を参考にした。

### III. 11 UNIDROIT における信義則関連条文

#### Article 1.7 : Good Faith and Fair Dealing Article (第1・7条 信義誠実および公正な取引原則)

- (1) Each party must act in accordance with good faith and fair dealing in international trade.
- (2) The parties may not exclude or limit this duty.

この第1・7条1項においては、当事者は、国際取引における信義誠実および公正な取引の原則に従つて行動しなければならぬ旨が規定され、2項においては、契約当事者は前項の義務を排除し、または、制限することができるが、UNIDROIT 原則における信義則がチョック機能を有してゐるがわかる。

#### Article 4.8 : Supplying an Omitted Term Article (第4・8条 抜けてこ<sup>(26)</sup>る條項の補充)

- (1) Where the parties to a contract have not agreed with respect to a term which is important for a determination of their rights and duties, a term which is appropriate in the circumstances shall be supplied.
- (2) In determining what is an appropriate term regard shall be had, among other factors to

- (a) the intention of the parties ;
- (b) the nature and purpose of the contract ;
- (c) good faith and fair dealing ;
- (d) reasonableness.

この四・八条一項においては、契約当事者が、双方の権利義務の確定にとって重要な条項について合意していくなかつた場合、その状況の中で適切な条項が補充されなければならないと規定されている。

同二項においては、前項にいう適切な条項を定めるに当たっては、以下の要素が考慮されなければならないとされている。すなわち、

- (a) 当事者の意思
- (b) 契約の性質、および、その目的
- (c) 信義誠実、および、公正取引
- (d) 相当性

がそれである。

抜けている条項の補充をする際に、考慮しなければならない要素に信義誠実が挙げられているが、条項の補充という法的操作を制御する、いわばメタルール（下位ルールを制御する上位ルール）として信義則が機能している点に注目したい。なお、日本民法にも、CISGにも、UNCITRALにもこれに該当する規定はない。

Implied obligations stem from

- (a) the nature and purpose of the contract;
- (b) practices established between the parties and usages;
- (c) good faith and fair dealing;
- (d) reasonableness

默示の債務は、以下の名から生じるやうである。すなはち、

- (a) 契約の性質、および、その用途
- (b) 当事者間で確立した慣行、および、慣習
- (c) 信義誠実、および、公正取引
- (d) 相当性

がそれである。

日本民法およびCISGには默示の債務の規定は存在しないが、PECLは第1011条があり、同様に信義誠実から生じる默示の債務が認められている。そして、UNIDROIT Principlesの場合、good faith and fair dealingとワードセットで用いられている。

#### 四 PECL(ヨーロッパ契約法原則) 関係

##### 四・一 はじめに

PECLはヨーロッパ契約法委員会 (Commission on European Contract Law; 略称: ヨーロッパ・コンラクション・ルールズ・エイド・アンド・リガル・アシスタンス・センター (Ole Lando) 教授) が作成したヨーロッパ契約法原則 (PECL : Principles of European Contract Law, 1994, 1997) の略。同委員会は、EUにおける契約法の調和、ヨーロッパ契約法の作成を目的としてEU加盟各国から選ばれた法律家によって構成される私的委員会である。CISGにおける国際動産売買契約、UNIDROIT 原則における国際商事契約をもとに一步進め、国際商事契約のみならず、消費者契約法をも含め、EUの契約法全般について契約原則を明らかにしようとするものである。<sup>(25)</sup>

##### 四・1 PECLにおける信義則関連条文<sup>(26)</sup>

Article 1 : 102 : Freedom of contract (第1項 : 101条 條款自由)

(1) Parties are free to enter into a contract and to determine its contents, subject to the requirements of good

faith and fair dealing, and the mandatory rules established by these Principles.

1 : 101条1項においては、契約当事者は、自由に契約を締結し、自由による内容を決定すべきがであるが、信義誠実および公正な取引の原則、ないしは、本原則に規定されたる強行規定に従わなければならぬこと規定され、信義則に反する契約は許されないと規定されている。

同様の規定として、日本民法では九一条（任意規定と異なる意思表示）が、CIEでは六条（任意規定性）が、そしてUNIDROITでは一・五条（当事者による排除および変更）がある。実定法体系の基礎となつてゐる基本的価値体系を、信義則や権利濫用も含まれる条理と<sup>(27)</sup>並べるならば、任意法規の適用を排除したといつても、それは無制限ではなく実定法体系の基礎となつてゐる基本的価値体系からの乖離であることは許されないとの判断があらゆるに考へる。

#### Article 1 : 106 (ex art. 1.104) : Interpretation and Supplementation (第1 : 106条 (ex art. 1.104) : 解釈と補充)

- (1) These Principles should be interpreted and developed in accordance with their purposes. In particular, regard should be had to the need to promote good faith and fair dealing, certainty in contractual relationships and uniformity of application.

- (2) Issues within the scope of these Principles but not expressly settled by them are so far as possible to be settled in accordance with the ideas underlying the Principles. Failing this, the legal system applicable by virtue of the rules of private international law is to be applied.

1 : 1〇六条1項において、本原則は、その田畠に照へして解釈、展開されなければならぬこと規定されてゐる。

特に、信義誠実と公正な取引、契約関係の安定性、適用の統一性を促進する必要性に考慮が払われなければならぬ。されね。

次に、同1項において、本原則の範囲内の問題ではあるが、本原則によつて明示的には解決されていない問題については、可能な限り本原則の基礎にある一般原則に従つて解決されなければならぬこと規定されてゐる。やれどもない場合には、国際私法の規定によつて適用されるべき法制度が適用されるに至る。

同様の規定として、日本民法では一条ノ一（民法解釈の基準）が、CISGでは七条（条約の解釈原則、規定欠缺の場合の処理）が、UNIDROITでは一・六条（本原則の解釈および補充）が存在する。信義の遵守、本原則の基礎にある一般原則、信義誠実と表現は少しあつ異なつていても、解釈と補充において信義則がキーワードの一つとなつてゐる」とは、信義則が実定法体系の基礎となつてゐる基本的価値体系において重要な役割を果たしているとの証であるといふもの。

Article 1 : 201 (ex art. 1.106) : Good Faith and Fair Dealing (第1 : 1101条 (ex art. 1.106) : 信義誠実および公正な取引)

- (1) Each party must act in accordance with good faith and fair dealing.
- (2) The parties may not exclude or limit this duty.

】：1101条1項において、各当事者は、信義誠実および公正な取引に従つて行動しなければならぬと規定されている。

同1項では、契約当事者は、「」の義務を排除し、または、制限すぬことはできないと規定かれている。

同様の規定として、日本民法では一条（民法の基本原則）が、CISGでは七条（条約の解釈原則、規定欠缺の場合の処理）が、UNIDROITでは一・七条（信義誠実および公正な取引原則）が存在する。信義則そのものについての規定として最も重要な規定である。

Article 1 : 302 (ex art. 1.108) : Reasonableness (第1 : 11011条 (ex art. 1.108) : 程度性)

Under these Principles reasonableness is to be judged by what persons acting in good faith and in the same situation as the parties would consider to be reasonable. In particular, in assessing what is reasonable the nature and purpose of the contract, the circumstances of the case, and the usages and practices of the trades or professions involved should be taken into account.

1：1101条は、本原則の下では、相当地理、誠実に行動し、契約当事者が同じ状況にある者であれば相当地理あると判断されなければならないこと規定しています。しかし、何が相当であるかを評価するには鑑みて、特に、契約の性質および用途、事例の諸状況、当該取引または同業者の慣習および慣行が考慮されなければならぬと言えます。

当事者の解釈として、日本民法では規定がない。C-1のGでは8条(当事者の陳述その他の行為の解釈と意図、客観的意図の尊重)が、UNIDROITでは団・1条(当事者の意図)、団・11条(陳述や他の行為の解釈)、団・111条(考慮されるべき事情)、第四・四條(全体としての契約または陳述との関係)があなが、日本語の「good faith」という用語が出てきます、日本語だとあります。

Article 1 : 305 (ex art. 1.109) : Imputed Knowledge and Intention (第 1 : 1101条 (ex art. 1.109) : 代位認識、代位  
意図)

If any person who with a party's assent was involved in making a contract, or who was entrusted with performance by a party or performed with its assent :

- (a) knew or foresaw a fact, or ought to have known or foreseen it ; or

(b) acted intentionally or with gross negligence, or not in accordance with good faith and fair dealing,  
this knowledge, foresight or behaviour is imputed to the party itself.

1 : 111〇五條に規定され、当事者の一方の同意を體して契約の締結に關係した者は、あたは、当事者が心履行を任せられた  
相手の行為は当事者の一方の同意を得て履行した者が、

- (a) ある事實を知り、もしくは予見し、あたは、知らざつた、もしくは、予見すべくであつたが、
- (b) 故意で、もしくは、重過失で、あたは、信義誠実および公正な取引に従わざに行爲したとす、  
以上の各項に該当する場合には、その者の認識、予見、あたは、行為は、当事者自身の認識、予見、あたは、行為  
として扱われるるに規定してある。

代理権について、日本民法では九九条(代理行為の要件——顕名主義)、同111〇〇条(本人のためかねじふを示さぬ意  
思表示)、111〇1条(代理行為の瑕疵)の規定があるが、CIEのひも UNIDROIT には同様の規定が存在しない。

Article 2 : 301 (ex art. 5.301) : Negotiations Contrary to Good Faith (第111〇1条 (ex art. 5.301) : 信義誠実に  
反する交渉)

- (1) A party is free to negotiate and is not liable for failure to reach an agreement.
- (2) However, a party who has negotiated or broken off negotiations contrary to good faith and fair dealing is  
liable for the losses caused to the other party.
- (3) It is contrary to good faith and fair dealing, in particular, for a party to enter into or continue negotiations  
with no real intention of reaching an agreement with the other party.

11：11〇 1条1項において、当事者は自由に交渉することが認められ、かつて合意に達しないからといって責任を負うべきとはいふとされる。

そして、同1項において、ただし、信義誠実および公正な取引に反して交渉をし、または、信義誠実および公正な取引に反して交渉を破棄した当事者は、相手方に生じた損害を賠償する責任を負うと規定されている。

されど、同三項において、信義誠実および公正な取引に反するとは、特に、当事者の一方が、相手方と合意する意思がないにもかかわらず、交渉に入り、または、交渉を継続する」とをこうと定義されている。

契約交渉の自由と不誠実な交渉に関する、日本民法<sup>11</sup>（以下は同様の規定がなつて、UNIDROIT<sup>12</sup>（以下は））5条（不誠実な交渉）の規定がある。P E C C U N I D R O I T の該条文を比較するとよく似てゐるが、いずれも信義誠実な交渉とはいがなるものかを定義せずに、不誠実な交渉とはいがなるものかを定義するにとどめ、逆に信義誠実の核心に近づいてゐるようと思われる。

Article 3 : 201 : Express, implied and apparent authority (第111：11〇 1条：明示、默示、表現代理)

- (1) The principal's grant of authority to an agent to act in its name may be express or may be implied from the circumstances.
- (2) The agent has authority to perform all acts necessary in the circumstances to achieve the purposes for which the authority was granted.
- (3) A person is to be treated as having granted authority to an apparent agent if the person's statements or conduct induce the third party reasonably and in good faith to believe that the apparent agent has been granted

authority for the act performed by it.

11] : 110-1条1項において、代理人が本人の名で行為できるための本人の代理人への授権は、明示の」とも、または、周囲の状況から判断して默示のこともありうるとされていふ。

同11項において、代理人は、授権がなされた目的を達成するため、当該状況において必要とされるすべての行為を遂行する権限を有すると規定されていふ。

わへど、同11項において、ある者の陳述または行動によつて、第三者が表見代理人が遂行する行為について代理権を授与されといふと信じぬことが相当であり、信義誠実に即している場合には、その者は、表見代理人に代理権を授与したものとみなされると規定されていふ。同11項で、第三者が表見代理人が遂行する行為について代理権を授与されていると信じぬことが相当であることをこう条件の上に、わへど信義則によつて結果が妥当であるかどうかを最終的にチェックしていふ点に注目した。

顕名代理の要件と効果に関しては、日本民法では九九条（代理行為の要件——顕名主義）、110-1条（代理人の能力）、110-11条（代理人の権限）の規定があるが、CIEのDRAFT UNIDROIT には同様の規定がない。

Article 4 : 103 (ex art. 6.103) : Mistake as to facts or law (第111条 (ex art. 6.103) : 事実または法律の錯認)

- (1) A party may avoid a contract for mistake of fact or law existing when the contract was concluded if :
  - (a)(i) the mistake was caused by information given by the other party ; or
  - (ii) the other party knew or ought to have known of the mistake and it was contrary to good faith and fair dealing to leave the mistaken party in error ; or

(iii) the other party made the same mistake, and

(b) the other party knew or ought to have known that the mistaken party, had it known the truth, would not have entered the contract or would have done so only on fundamentally different terms.

(2) However a party may not avoid the contract if :

(a) in the circumstances its mistake was inexcusable, or

(b) the risk of the mistake was assumed, or in the circumstances should be borne, by it.

四： 1 ○川條 1 懲りねごとく、当事者の一方は、次の各項の要件を満たすか違反または法律の錯誤を理由として、契約を取り消すことが認められる規定を設けてある。

(a) (i) 錯謬が相手方によって与えられた情報によって生じたとき、または、

(ii) 相手方が錯謬を知っていたが、知らざりであり、かつ、錯謬に陥った当事者をそのままでおけりが信義誠実および公正な取引に反するとき、または、

(iii) 相手方も同一の錯謬に陥っていたとき、かつ、

(b) 錯謬に陥った当事者が、ぬしも真実を知っていたとすれば、契約を締結しないか、または、全く異なる条項の

契約を締結していただけを相手方が知っていたが、または、知らざりであつたとき

契約を取り消すことが認められる。

同条一項において、ただし、当事者の一方は、次の各項の 1 つに該当する場合には、契約を取り消すことが認められると規定されている。

(a) 諸事情を考慮して、その錯謬が詐られないものであるとき

(b) 錯謬の危険が弓も受けられたとき、または、諸事情から、錯謬の危険が負担されるべきである。契約を取り消すことが認められる。

錯謬については、CIEのCには同様の規定がないが、日本民法では九五条（錯謬）及び、また UNIDROIT でも[1]、四条（錯謬の定義）[1]、五条（契約を取り消しうる錯謬）[1]、六条（表現または伝達における錯謬）の規定がある<sup>6</sup>UNIDROIT 三・五条[2]では錯謬に陥つてゐる当事者の錯謬を放置するが公正な取引とこう相当な商事規準に反する場合となつてゐる、信義誠実と云ふ用語は出てこないが、UNCISORIにおいては錯謬に陥つた当事者をそのままにしておへりとが信義誠実および公正な取引に反するものなり、信義則によるチェック機能が付加されてしまう。

Article 4 : 107 (ex art. 6.107) : Fraud (新四：107条 (ex art. 6.107) : 詐欺)

- (1) A party may avoid a contract when it has been led to conclude it by the other party's fraudulent representation, whether by words or conduct, or fraudulent non-disclosure of any information which in accordance with good faith and fair dealing it should have disclosed.
- (2) A party's representation or non-disclosure is fraudulent if it was intended to deceive.
- (3) In determining whether good faith and fair dealing required that a party disclose particular information, regard should be had to all the circumstances, including :
  - (a) whether the party had special expertise ;
  - (b) the cost to it of acquiring the relevant information ;
  - (c) whether the other party could reasonably acquire the information for itself ; and

(d) the apparent importance of the information to the other party.

因・一〇七条一項において、当事者の一方は、~~虚葉によると行為による~~とを問わず相手方の詐欺的な表示によって、または、信義誠実および公正な取引に従つて開示すべきであつた情報の詐欺的な不開示によつて、契約を締結するに至つた場合には、契約を取り消すことができる規定されている。

次に、同二項において、当事者の一方の表示、または、不開示は、それが騙す意図でなされた場合には、詐欺的であるとされる。

さらに、同三項において、信義誠実および公正な取引により、当事者の一方が特定の情報を開示するよう要求されているかどうかを決定するに際しては、次の各号の事実を含め、すべての事情が考慮されるべきであると規定されている。すなわち、

- (a) その当事者が特別の専門知識を有していたかどうか
- (b) その当事者が関連する情報を取得する費用
- (c) 相手方自身にその情報を取得させることが相当かどうか
- (d) 相手方にとつてのその情報が一見して重要かどうか

がそれである。

詐欺に関する規定は、日本民法では九六条（詐欺と強迫による意思表示）が、UNIDROIT では三・八条（詐欺）があるが、CISGには同様の規定がない。錯誤の場合と同様に、UNIDROIT では公正な規準というチェック機能などに対しても、P E C L では公正な規準に加えて信義誠実という規準も付加されている。

Article 4 : 109 (ex art. 6.109) : Excessive benefit or unfair advantage (本文 : 109条 (ex art. 6.109) : 頗る不公平な利益)

めたゞト正なつむ（暴利に謀）

(1) A party may avoid a contract if, at the time of the conclusion of the contract :

- (a) it was dependent on or had a relationship of trust with the other party, was in economic distress or had urgent needs, was improvident, ignorant, inexperienced or lacking in bargaining skill, and
- (b) the other party knew or ought to have known of this and, given the circumstances and purpose of the contract, took advantage of the first party's situation in a way which was grossly unfair or took an excessive benefit.

(2) Upon the request of the party entitled to avoidance, a court may if it is appropriate adapt the contract in order to bring it into accordance with what might have been agreed had the requirements of good faith and fair dealing been followed.

(3) A court may similarly adapt the contract upon the request of a party receiving notice of avoidance for excessive benefit or unfair advantage, provided that this party informs the party who gave the notice promptly after receiving it and before that party has acted in reliance on it.

図：1〇九条1項における当事者の一方は、契約締結の直後、次の各項の要件を満たした場合に限り、契約を取り消すことができる規定である。

- (a) 当事者の一方が相手方に従属していた、あるいは、相手方との間に親類関係にあつた、または、当事者の一方が経済的に困窮していた、緊急の必要があつた、無能、無知、無経験であつた、あるいは、交渉技術に欠けていたと

- (b) 相手方は、前号の事実を知っていたか、または、知るべきであり、しかも、周囲の状況、契約の目的を考慮するに、非常に不公正な方法で当事者的一方の事情につけ込んだ、または、過剰な利益を得たとき同一項において、取消権を有する当事者の要求により、裁判所は、適切と判断する場合には、信義誠実と公正な取引の要求に従つていたとしたら合意されたと思われることに合致させるために契約を適切に改定することができる規定されている。

同三項において、裁判所は、過剰な利益、不正なつけ込みを理由に取消の通知を受けた当事者の要求により、同様に、契約の改定を行うことができるとしている。ただし、この当事者が、取消の通知を受け取った後、速やかに、かつ、取消の通知を与えた当事者が取消通知を信頼して行動する前に、取消の通知を与えた当事者に裁判所への改定要求を知らせた場合に限り規定されている。

著しい不均衡に関する規定として、CISGでは同様の規定が存在しないが、日本民法では九〇条（公序良俗違反）が、UNIDROIT では二〇条（著しい不均衡）、一一〇条（不意打ち条項）がある。錯誤や詐欺の場合と同様に、著しい不均衡の場合も、UNIDROIT では公正な規準というチェック機能なのに対し、PESCでは公正な規準に加えて信義誠実という規準が付加されている。

Article 4 : 110 (ex art. 6.110) : Unfair terms which have not been individually negotiated (第4回 : 一一〇条 (ex art. 6.

110) : 個別に交渉されていない不公平条項)

- (1) A party may avoid a term which has not been individually negotiated if, contrary to the requirements of

good faith and fair dealing, it causes a significant imbalance in the parties' rights and obligations arising under the contract to the detriment of that party, taking into account the nature of the performance to be rendered under the contract, all the other terms of the contract and the circumstances at the time the contract was concluded.

(2) This Article does not apply to :

- (a) a term which defines the main subject matter of the contract, provided the term is in plain and intelligible language ; or to
- (b) the adequacy in value of one party's obligations compared to the value of the obligations of the other party.

四：11〇条1項における、当事者の一方は、個別的に交渉された条項が、信義誠実と公正な取引の要求に反しておらず、契約の目的や目的の履行の性質、契約の他のすべての条項、および、契約締結時の事情を考慮に入れる上、その条項が契約から生じる当事者の権利と義務に重大な不均衡を生じるか、その当事者に損害を及ぼす場合は、契約を解除することができる規定である。

同1項において、本条は、以下の各項の1つに該当する場合には適用されない。すなわち、

- (a) 契約の主要な問題を定義する条項。ただし、それが、簡単かつ明瞭な言語で書かれている場合に限る。
- (b) 相手方の義務の価値と比較して、当事者の一方の義務の価値が適切か否かがそれである。

PECO法：11〇条の場合と同様に、著しく不均衡に関する規定であるため、四：1〇

九条で分析したのと同様に、UNIDROIT では公正な規準によるチャック機能などを持つ、UNCLEではそれに加えて信義誠実が付加された裁判所の出面となる。

Article 4 : 118 (ex. art. 6.118) : Exclusion or restriction of remedies (第四回：118條 (ex. art. 6.118) : 救済の排除と解題)

- (1) Remedies for fraud, threats and excessive benefit or unfair advantage-taking, and the right to avoid an unfair term which has not been individually negotiated, cannot be excluded or restricted.
- (2) Remedies for mistake and incorrect information may be excluded or restricted unless the exclusion or restriction is contrary to good faith and fair dealing.

曰：一 一 ハ 条 1 項ニズムニテ、詐欺、脅迫、過剰な利得の如きは不正なつけ込みに対する救済、および、個別に交渉せねばならぬ不公正な条項の取消権が、これを排除し、あたば、制限すべしのが認められることは。  
セレバ、曰「1項ニズムニテ、詐欺および不正確な情報に対する救済は、その排除または制限が、信義誠実および公正な取引に反するときは、これを排除し、制限するが、あくまでも認められることは。

強行規定に関する限り、日本民法との違いは規定がなむか、UNIDROIT では「一九条（強行規定）」があら。

Article 5 : 102 (ex art. 7.102) : Relevant Circumstances (第五回：102條 (ex art. 7.102) : 情事やねぐる事情)

In interpreting the contract, regard shall be had, in particular, to :

- (a) the circumstances in which it was concluded, including the preliminary negotiations ;

- (b) the conduct of the parties, even subsequent to the conclusion of the contract ;
  - (c) the nature and purpose of the contract ;
  - (d) the interpretation which has already been given to similar clauses by the parties and the practices they have established between themselves ;
  - (e) the meaning commonly given to terms and expressions in the branch of activity concerned and the interpretation similar clauses may already have received ;
  - (f) usages ; and
  - (g) good faith and fair dealing
- 五：〇〇一一條に於いて、契約を解釈するに際しては、特に次の各項を考慮して行ふるのル規定をねらひ。
- (a) 契約の予備交渉を含めて、契約が締結された状況
  - (b) 契約締結後を含めて、当事者の行為
  - (c) 契約の性質およびその目的
  - (d) 同様の条項についてすでに当事者によつてなされた解釈、および、当事者間で確立された慣習
  - (e) 関連する取引分野において、条項や表現に通常与えられてゐる意味、および、同様の条項についてすでに受け入れられてゐる解釈
  - (f) 慣習
  - (g) 信義誠実および公正な取引

当事者意思の解釈に関しては、日本民法には規定がないが、CISGでは八条(当事者の陳述との他の行為の解釈と意

図、客観的意思の尊重)が、UNIDROITでは図・I条(当事者の意思)、図・II条(陳述その他の行為の解釈)、図・III条(考慮されるべき事情)、図・IV条(全体としての契約または陳述との関連)がある。この局面では、P.E.C.Lのみが信義誠実を考慮されるべき事情の中にカウントしているが、契約を解釈するに際して信義則がガイドラインの一つとして機能するルールを明確にしたものと考えられる。

Article 6 : 102 Implied obligations (replaces 5.108) (第六：101条：默示の債務 (replaces 5.108))

In addition to the express terms, a contract may contain implied terms which stem from

- (a) the intention of the parties,
  - (b) the nature and purpose of the contract, and
  - (c) good faith and fair dealing.
- 六：101条は、契約には、明示の条項の他に、次の各から生じる默示の条項が含まれると規定されている。
- (a) 契約当事者の意思
  - (b) 契約の性質および目的
  - (c) 信義誠実および公正な取引

默示の債務に関しては、日本民法とのGでは規定がないが、UNIDROITでは五・II条(默示の債務)において規定されている。默示の債務では、P.E.C.LのUNIDROITもまた、「信義誠実および公正な取引」をセットで規定している。

Article 6 : 111 (ex art. 2.117) : Change of Circumstances (継長 : 111 略 (ex art. 2.117) : 勝利裏)

- (1) A party is bound to fulfil its obligations even if performance has become more onerous, whether because the cost of performance has increased or because the value of the performance it receives has diminished.
- (2) If, however, performance of the contract becomes excessively onerous because of a change of circumstances, the parties are bound to enter into negotiations with a view to adapting the contract or terminating it, provided that :

- (a) the change of circumstances occurred after the time of conclusion of the contract,
  - (b) the possibility of a change of circumstances was not one which could reasonably have been taken into account at the time of conclusion of the contract, and
  - (c) the risk of the change of circumstances is not one which, according to the contract, the party affected should be required to bear.
- (3) If the parties fail to reach agreement within a reasonable period, the court may :
- (a) terminate the contract at a date and on terms to be determined by the court ; or
  - (b) adapt the contract in order to distribute between the parties in a just and equitable manner the losses and gains resulting from the change of circumstances.

In either case, the court may award damages for the loss suffered through a party refusing to negotiate or breaking off negotiations contrary to good faith and fair dealing.

† : 111 略 | 勝利裏 | 27巻2号 | 2003年 | 88 | 111 略 | 勝利裏 | 27巻2号 | 2003年 | 88 |

が減少したという理由で履行が契約時よりも困難なものとなつた場合でも、債務を実現する義務を負うと規定されている。

次に、同一項において、ただし、契約の履行が、事情の変更によって、過度に困難になつた場合であつて、次の各号の要件をすべて充足するときは、当事者は契約を改定するという観点から、または、契約を解除するという観点から交渉に入る義務を負うと規定されている。すなわち、

- (a) 事情の変更が契約締結以後に生じているとき
- (b) 事情変更の可能性が、契約締結の時点で考慮に入れておくのが相当であったとはいえないようなものであるとき

(c) 事情変更の危険は、契約上、影響を受ける当事者が負担せよと要求できるようなものではないとき

さらに、同三項において、契約当事者が相当期間内に合意に到達できなかつた場合には、裁判所は、次の各号の措置を取ることができると規定されている。

- (a) 裁判所によつて決定される日時および条件をもつて、当該契約を終了させること
  - (b) 事情変更から生じる損失と利益を当事者間で分配するために、公正かつ衡平な方法で、契約を改定すること
- いづれの場合においても、裁判所は、信義誠実および公正な取引に反して交渉を拒絶し、または、交渉を破棄した当事者によつて被つた損失について損害賠償を与えることができる。

事情変更の原則に関しては、日本民法では規定がない。CISGでも事情変更の原則の直接的な規定はない。UNIDROITでは六・二・一条（契約は守られるべし）、六・二・二条（事情変更の定義）、六・二・三条（事情変更の効果）で規定されているが、P E C Lと違つて、信義則による最終的なチェック機能は UNIDROIT の関連条文には持たされていない。

Article 8 : 109 (ex 3.109) : Clause Limiting or Excluding Remedies (第八：1〇九条 (ex 3.109) : 救済の排除または制限条項)

Remedies for non-performance may be excluded or restricted unless it would be contrary to good faith and fair dealing to invoke the exclusion or restriction.

八：1〇九条において、不履行に対する救済は、その排除または制限を援用すべしとが、信義誠実および公正な取引に反しない場合に限り、これを排除し、または、制限すべしとがである。

免責条項の効力に関するは、日本民法とのGでは規定がないが、UNIDROIT では七・一・六条（免責条項）がある。この場合にUNIDROIT は公正とこう規準を用いてるが、PECL1は信義誠実および公正な取引とこう規準を用いてる。

## 五 おわりに

日本民法とのG、UNIDROIT 原則、PECL1との信義則規定の比較を通して、信義則規定を分析したが、前述のよろと、PECL1：1〇二条一項において、当事者は契約を自由に締結でも、その内容を自由に決定できるが、信義誠実および公正な取引の原則、ならびに、本原則に規定されている強行規定に従わなければならず、信義則に反する契約は許されない旨、規定されている。また、PECL1：三〇二条一項において、当事者は自由に交渉でも、合意に達しなくとも責任を負うことはなふられ、同一項において、ただし、信義誠実および公正な取引に反して交渉をし、または、信義誠実および公正な取引に反して交渉を破棄した当事者は、相手方に損害賠償責任を負うと

規定されている。さらに、P E C L 六・一〇二条は、契約には、明示の条項の他に、默示の条項が含まれ、信義誠実および公正な取引は默示の条項の一つであると規定している。

これらの条文をはじめ、本稿における各条文の分析を通じて、次のような法命題を抽出することができる。

「信義則は、明示・默示を問わず、すべての条文の但書の中に存在する」。

「信義則は、明示・默示を問わず、常に各条文に存在する特別規定である」。

「その但書で書かれたルールを実定法の『総則』部分に持つてくれば、共通ルールとなる」。

すべての条文が、明示的であり、默示的であり、但書の中に存在する信義則により最終的にチェックを受けるということは、信義則がまぎれもなく実定法体系の基礎となつている基本的価値体系（不動的・固定的なものではない）に組み込まれ、その基本的価値体系から乖離した法解釈や法適用は信義則というフィルターにかけられることを意味している。また前述したように、個々の規定で信義則を反映したものとの表現は、信義則が実定法体系の基礎となつている基本的価値体系に組み込まれていてことの裏返しの表現である。複雑・高度化した現在の国際取引にも通用する国際契約法における信義則規定は、今後の信義則の指向性を明確に打ち出しているといえよう。

なお、最後に、大学院生の時代から今日に至るまで、学問的にも個人的にもおおいに励まし導いていた紺谷浩司先生に心から御礼申し上げたい。私の尊敬してやまない紺谷先生に、本稿を謹んで捧げさせていただく。

(注)

- (1) 拙稿「信義則に基づく法的推論過程のメタルール抽出について——法律知識ベース構築のために」科研費（重点領域研究）「法律エキスパートシステムの開発研究——法的知識構造の解明と法的推論の実現——」『平成五年度研究成果報告書』、平成六年、一

九〇—一九七頁。科研費「法律エキスパート」は、国際取引法の明示をリードするウイーン売買条約を研究分析対象とし、平田は、CISG第七条第一項（信義則規定）の分析をするため、平成五年度は信義則の個別的法命題である禁反言に基づく法的推論過程のメタルール抽出を行った。禁反言自体が指針的役割を果たしているが、更に禁反言の適用に当たって考慮しなければならない具体的諸要素こそが、法的推論を制御するためのメタルールと位置づけられる点に着目し、述語論理を用いて論理分析を行った。

(2) 拙稿「信義則に基づく法的推論過程のメタルール抽出について——法律知識ベース構築のために」科研費「法律エキスパート」『平成六年度研究成果報告書』、平成七年、一一七—一四四頁。平成六年度は、Gerhard Struck教授が作成した Topokatalog の中でも禁反言（平成五年度に研究）以外の、信義則と関連の深い法原則について考察した。すなわち、禁反言以外の、信義則の個別の法命題に基づく法的推論過程の論理流図を作成し、そのこれら法的推論過程を制御するメタルールを抽出した。

Hayato HIRATA, "On the Extraction of Meta-rules of Legal Reasoning Process on the Basis of Fair and Equitable Principle—For the Construction of Legal Knowledge Base" (英文)、科研費「法律エキスパート」『平成六年度研究成果報告書』、平成七年、一四五—一四九頁。外国研究者に平成六年度の本研究成果を紹介すべく、詳細かつ、わかりやすく信義則に基づく法的推論過程およびそれを制御するメタルールについて紹介した。

(3) 拙稿「メタ知識の観点からの法的トポス——国連売買条約における信義則の理解のために」科研費「法律エキスパート」『平成八年度研究成果報告書』、平成九年、一三九—一四七頁。本稿においては、国際ビジネス実務における法的問題処理に際して、その基礎となる以下の知識の分析を行った。すなわち、体系思考、トピック的思考、可動的体系、一般条項、国連売買条約における信義則、法的価値判断に関する多くのメタ知識についてのテーマを抽出した。

Hayato HIRATA, "Legal Topic in terms of Legal Meta-knowledge—Toward a better Understanding of Good Faith in CISG" (英文) 科研費「法律エキスパート」『平成八年度研究成果報告書』、平成九年、一四八—一五五頁。本稿は、外国研究者に平成八年度の研究成果を紹介すべく、詳細かつ、わかりやすく英語で紹介した。

(4) 拙稿「信義則をめぐる背景知識の体系的整理」科研費「法律エキスパート」『平成五～九年度研究成果報告書』、平成一〇年、一四九—一五六頁。本稿では、主に平成八年度に抽出した、体系思考、トピック的思考、可動的体系、一般条項、国連売買条約における信義則、法的価値判断に関する多くのメタ知識を体系的に整理した。

Hayato HIRATA, "A Systematization of Background Knowledge of the Fair and Equitable Principle", Yoshino, Hajime

(ed.), *Research on Development of Legal Expert System—Clarification of Legal Knowledge Structure and Implementation of Legal Reasoning—*, Study Report 1998, pp. 74-89. 本稿は、本領域代表の吉野教授編集代表による科研費「法律エキスペーブ」

平成五～九年度英語版研究成果報告書に掲載したもので、本研究成果を紹介すべく、詳細かつ、わかりやすく英語で紹介した。

- (5) 拙稿「信義則をめぐる背景知識の体系的整理（改訂版）」科研費「法律エキスペーブ」『平成五～九年度研究成果報告書（改訂版）』平成二二年、一八九一～〇四頁。本稿は、平成一〇年三月刊行の研究成果報告書に対して、平成五～九年度の研究成果をまとめたところから加筆修正した、最終版の研究成果報告書である。

吉野一・松村良々・加賀山茂・廣田薰編著『法律人工知能——法的知識の解明と法的推論の実現——』創成社出版、平成二一年、一三七一～四五頁。吉野・松村・加賀山・廣田編著『法律人工知能（第二版）』創成社出版、平成一五年、一三七一～四五頁（失効の原則に基づく法的推論過程の論理流図に加筆修正を加えた）。担当部分は、第IV章第五節「信義則をめぐる背景知識の体系的整理」。法的知識を搭載し、相談事案を入力すると法的結論、推論過程、根拠、法体系を示してくれる法律分野の人工知能として法律エキスパートシステムがある。平成一～年度科研費「研究成果公開促進費」により、平成五～九年度の研究成果を、首尾一貫して再構成し、単行本化したもの。共著者は、松浦好治、太田勝造、波多野誼余夫、松本恒雄、曾野和明ほか。

- (6) 翻訳は、曾野和明・山手正史『国際売買法』〔資料編〕〔現代法律学全集六〇〕青林書院、平成五年に従つた。

(7) 加賀山茂「ウイーン条約上明文規定のない問題の解決——『申込の取消通知の延着』問題の解決を中心として」(平一一年)[http://lawschool-jp.com/kagayama/material/civi\\_law/contract/e\\_commerce/formation.html](http://lawschool-jp.com/kagayama/material/civi_law/contract/e_commerce/formation.html)

- (8) ルポルト・カタログ等の著者、G. Struck : *Topische Jurisprudenz — Argument und Gemeinplatz in der juristischen Arbeit*, Athenäum Verlag, (Frankfurt, 1971), S. 20-34. Ch. ペンヒャー（日本三角説）『法律家の論理——新しきノーマリック』木鐸社、昭和六一年、一六〇頁以下参照。なお、『イソ民法一六一一条および一五四条の法思想について』神戸大学外国法研究会編『独逸民法（I）（II）』〔袖木馨〕有斐閣、昭和三〇年復刊版を参考にした。

- (9) 曽野・山手、前掲注(6)、七四頁。  
(10) 曽野・山手、前掲注(6)、七四頁。  
(11) 曽野・山手、前掲注(6)、七一頁。  
(12) 曽野・山手、前掲注(6)、七一～七二頁。

- (13) 曽野・山手、前掲注(6)、七三頁。
- (14) 曽野・山手、前掲注(6)、七三頁。
- (15) 曽野・山手、前掲注(6)、七五頁。
- (16) 曽野・山手、前掲注(6)、七五一七六頁。
- (17) 曽野・山手、前掲注(6)、七六頁。
- (18) 曽野・山手、前掲注(6)、七七頁。
- (19) 曽野・山手、前掲注(6)、七八頁。
- (20) 曽野・山手、前掲注(6)、七九頁。
- (21) 加賀山、前掲注(7)。
- (22) Introduction of the Governing Council of UNIDROIT, Rome, 1994 を参考用。
- (23) 廣瀬久和「ユニドロイ特(UNIDROIT) 国際商事契約原則」『星野英一先生古希祝賀・日本民法学の形成と課題(下)』有斐閣、平成八年、一一七七頁以下トヤドニ翻訳われて。
- (24) 加賀山教授のWWW上で公開される文書は、既に発表された翻訳とは異なり、その核心となるアイディアを全く別の日本語で新たに表現し直され、そのまま、そのまま、WWW上にHTM形式文書にアクセスできる者を日本の大学の研究者と学生とに限定する。しかし、著作権を侵害しない方法で学問の発展を促進すべしとの企図から、(UNIDROIT原則の公式の解説書として、UNIDROIT, Principles of International Commercial Contracts, Rome 1994 がある。UNIDROIT 契約原則に関する詳しき情報は、<http://www.Agora.stm.it/unidroit/english/principles/pr-main.htm>を参照。
- (25) ヨーロッパ、ヨーロッパの平成10年7月の最終版(訳語は名古屋大学法学部 加賀山教授の完全・改訂版、平成10年の翻訳([http://lawschool-jp.com/kagayama/material/civi\\_law/contract/comparison/pecl/pecl98\\_ej.html](http://lawschool-jp.com/kagayama/material/civi_law/contract/comparison/pecl/pecl98_ej.html))に従つた)に基づいて分析をした。
- (26) 加賀山茂「日本民法」とのUNIDROIT原則、ヨーロッパの比較——わが国の契約法の再構成へ向けて——」(<http://www.nomolog.nagoya-u.ac.jp/~kagayama/>)を参考した。
- (27) 三嶋武宜『民法総則』(法律学全集17)有斐閣、昭和四〇年、一一五頁。